

労働者の雇用の維持に 雇用調整助成金を活用してください！

東北地方太平洋沖地震の影響(※1、2)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇いを維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2／3(中小企業の場合は4／5)が助成されます(※3)。

※1 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や待避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。

このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくとも失業手当が支給されます。

※2 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。

詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

※3 1人1日当たり7,505円が上限です。

【支給要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること(※)

※ 青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、最近3ヶ月ではなく1ヶ月の生産量、売上高等がその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。